

『贈与』は相続税節税の目玉！！

1. 贈与は節税効果が高い

《遺産の総額》を一方向的に減らすことができるからです。

2. 100万円の贈与の相続税節税効果

相続財産の金額によりますが、約20万円から30万円以上の相続税が節税できます。

3. 相続税の調査で否認されることが多い

相続税の調査では《贈与は90%位否認》をされています。
《預金の口座名を変えただけ》では、贈与は認められません。

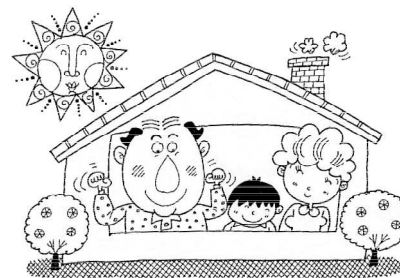
4. 必ず！！贈与証書を作成する

110万円以下の贈与でも、必ず！！《贈与証書を作成すること》が必要です。

5. 相続税が多いと思う人は

310万円贈与する。

贈与税	贈与金額	控除額	税率
20万円	=	(310万円 - 110万円)	× 10%



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山45番地の1
TEL: (0532) 53-5333(代) FAX: (0532) 53-5118

〔平成29年4月ケース〕

B2461